**11　専修学校の学科の廃止に係る学則変更届**

|  |
| --- |
| **留意事項・関係書類等・根拠法令等** |

■留意事項

　提出期限は、変更しようとする年の１月末日までであること。

■関係書類

　１　廃止の事由及び時期を記載した書類

　２　生徒の処置方法を記載した書類

　３　教職員の処置方法を記載した書類

　４　学則の変更事項の新旧比較対照表

　５　設置者が法人の場合は、廃止に関する理事会及び評議員会の決議録

　６　新学則

■根拠法令等

学法131、学施細14の２

様式第30号（第14条の２関係）

年　月　日

　　　岩手県知事　　　　　様

　　設置者　住　所

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印法人にあっては、主たる

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務所の所在地、名称及び

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名　　　　専修学校の名称等変更届

専修学校の学科の廃止に係る学則変更届

　　学校教育法第131条の規定により、　　　　専修学校の　　　　学科の廃止に係る学則を変更したいので、関係書類を添えて、届け出ます。

（Ａ４）